

**観光振興事業費補助金交付要綱（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェアサイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業）**

平成30年3月28日 国総支第61号  
国鉄総第324号  
国自旅第293号  
国海内第186号  
国港総第596号  
国空事第1071号  
国空業第164号  
観参第293号  
平成31年4月2日 国総事第96号  
国総支第53号  
国都街第121号  
国都景歴第116号  
国道総第529号  
国道企第93号  
国住市第129号  
国鉄総第426号  
国鉄都第199号  
国鉄事第391号  
国鉄施第314号  
国自旅第314号  
国海内第249号  
国海外第413号  
国港総第698号  
国空事第1744号  
国官参空第82号  
観参第817号  
国官総第385号

**目次**

- 第1章 共通事項（第1条－第3条）
- 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業（第4条－第25条）
- 第3章 公共交通利用環境の革新等事業（第26条－第29条）
- 第4章 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業（第30条－第33条）
- 第5章 歴史的観光資源高質化支援事業（第34条－第53条）
- 第6章 シェアサイクル導入促進事業（第54条－第56条）
- 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業（第57条－第72条）
- 第8章 古民家等観光資源化支援事業（第73条－75条）
- 第9章 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業（第76条－第79条）

**第1章 共通事項**

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェアサイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一气通貫で高度化する事業（以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。）
- 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村（以下「指定市区町村」という。）に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）
- 三 特定観光地において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業（以下「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」という。）
- 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業（以下「歴史的資源高質化支援事業」という。）
- 五 特定観光地における移動手段の提供のため、シェアサイクルの導入を支援する事業（以下「シェアサイクル導入促進事業」という。）
- 六 特定観光地における観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業（以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。）
- 七 特定観光地における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するための取組を支援する事業（以下「古民家等観光資源化支援事業」という。）
- 八 沖縄県に所在する「道の駅」において、全国の「道の駅」における今後の取組の指針とするため、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組を重点的に進める事業（以下「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業」という。）

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
  - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
  - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びにこれらの者に車両を貸与する者
- 二 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
- ホ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
- ヘ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）による適正化事業実施機関
- ト 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
- チ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
- リ 関係する地方公共団体（港務局を含む。）、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体
- ヌ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
- ル 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者

- ヲ 空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会
  - ワ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）
  - カ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

## 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

（事業実施計画の策定）

第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
  - 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
  - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
  - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
  - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
  - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期

限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。

第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。

2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

### 第3章 公共交通利用環境の革新等事業

(公共交通利用環境刷新計画の策定)

第26条 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、様式第25に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した公共交通利用環境刷新計画(以下「刷新計画」という。)を策定し、地方運輸局長若しくは神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な公共交通利用環境の革新等事業
- 五 公共交通利用環境の革新等事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 観光庁長官は、前項の刷新計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 訪日外国人旅行者による我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から特定観光地に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの利用環境の改善に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 公共交通事業者等は、前項の規定による認定を受けた刷新計画の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第27条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2及び別表3に定めるものとする。

(補助金の額)

第28条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第29条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第26条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された刷新計画に基づき実施される公共交通利用環境の革新等事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表3」と読み替えるものとする。

### 第4章 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

(旅行環境まるごと整備計画の策定)

第30条 観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業(認定外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備のみを実施するものを除く。)を実施しようとする指定市区町村又はDMO若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって指定市区町村の区域において事業を行うもの(以下「指定市区町村等」という。)は、単独で又は共同して、特定観光地ごとに、様式第13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した旅行環境まるごと整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業
- 五 観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 観光庁長官は、前項の整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をす

るものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
  - 二 整備計画の対象区域における「まちあるき」の満足度の向上に相当程度寄与するものと認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 指定市区町村等は、前項の規定による認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（補助対象事業等）

- 第31条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

（補助金の額）

- 第32条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（準用規定）

- 第33条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第30条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により認定された整備計画に基づき実施される観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第5条第1項中「必要な経費」とあるのは「必要な経費（認定外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備のみを実施する場合は、当該事業に必要な経費）」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

## 第5章 歴史的観光資源高質化支援事業

（補助対象事業等）

- 第34条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表5に定めるものとする。

（補助金の額）

- 第35条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

- 第36条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式第14の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

- 第37条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式第2により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第38条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を第36条の補助金交付の申請の手續きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表5に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、費日間の経費の流用で、流用先の経費の30%（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となる場合を除く。
- 2 所管地方整備局長等は、第36条の補助金交付の申請の手續きに準じて、様式第15による進達書を提出しなければならない。
- 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

- 第39条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定の変更を行い、所管地方整備局長等はその変更を受け、様式第5により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

- 第40条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手續きに準じて提出しなければならない。

(状況報告)

- 第41条 補助対象事業者は、所管地方整備局長等の指示があつた場合には、速やかに様式第6による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第42条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受領したときは、様式第16より大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第43条 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第38条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式第9により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式第17により大臣へ報告しなければならない。

(補助金の請求)

- 第44条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調つた際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(事業の中止等)



第45条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第46条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第37条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第47条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第48条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第49条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第50条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第51条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、所管地方整備局長等の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(間接補助金交付の際附すべき条件)

第52条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条、第38条及び第39条、第41条から第43条及び第47条から第51条に準ずる条件を附さなければならない。

(準用規定)

第53条 第4条の規定は、歴史的観光資源高質化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と読み替えるものとする。

## 第6章 シェアサイクル導入促進事業

(補助対象事業等)

第54条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表6に定めるものとする。

(補助金の額)

第55条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表6に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第56条 第4条及び第36条から第51条までの規定は、シェアサイクル導入促進事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表6」と読み替えるものとする。

## 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業

(交付の対象等)

第57条 この補助金は、地方公共団体(以下この章において「補助対象事業者」という。)が間接補助事業を実施する者(以下この章において「間接補助対象事業者」という。)に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業(以下この章において「補助対象事業」という。)を交付の対象とする。

(補助対象事業等)

第58条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、間接補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表7に定めるものとする。

(補助金の額)

第59条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表7に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第60条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、地方整備局長等に提出しなければならない。

2 地方整備局長等は、前項本文の規定により提出を受けた補助金交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、様式第19による補助金交付申請進達書(以下「進達書」という。)に提出を受けた補助金交付申請書を添付し、これを大臣に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第61条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交

付決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。
- 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣の発した様式第2による交付決定通知書を添付し、補助対象事業者へ通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

- 第62条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手續について準用する。
  - 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
  - 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

- 第63条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付決定の変更を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。
  - 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣が発した様式第5による交付決定変更通知書を添付し、補助対象事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第64条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付の決定に係る申請の取下げの手續について準用する。

(状況報告)

- 第65条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第6による状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに地方整備局長等に提出しなければならない。
  - 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
  - 4 第60条第1項及び第2項の規定は、第1項の状況報告書の提出の手續について準用する。

(実績報告)

- 第66条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第8による年度終了報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第67条 地方整備局長等は、前条本文の規定による完了実績報告書を受領したときは、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により補助金の額を確定し、様式第9の額の確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項により補助金の額の確定を行った場合は、様式第21の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。

(補助金の請求)

第68条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

（事業の中止等）

第69条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の事業の中止、廃止又は譲渡に関する書面の提出の手續について準用する。

（交付決定の取り消し）

第70条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第61条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第71条 補助対象事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助対象事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を附している場合であって、間接補助対象事業者の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助対象事業者は、様式第22により地方整備局長等あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。

2 補助対象事業者が間接補助対象事業者から前項の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

（準用規定）

第72条 第4条の規定は、観光地域振興無電柱化推進事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み、新たな無電柱化等」と読み替えるものとする。

## 第8章 古民家等観光資源化支援事業

（補助対象事業等）

第73条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表8に定めるものとする。

（補助金の額）

第74条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表8に定める補助率を乗じて得た額以

内とする。

(準用規定)

第75条 第4条及び第36条から第52条までの規定は、古民家等観光資源化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表8」と読み替えるものとする。

## 第9章 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

(「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定)

第76条 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業を実施しようとする沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)の「道の駅」を設置し、又は管理する者は、当該「道の駅」の所在する市町村又はDMO若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の区域において事業を行うものと協議して、様式第24で定めるところにより、以下に掲げる事項を記載した道の駅インバウンド対応拠点化整備計画(以下「拠点化整備計画」という。)を策定し、沖縄総合事務局長を経由して観光庁長官に提出しなければならない。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 計画の期間

四 計画の目標を達成するために必要な「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

五 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業の効果の把握及び評価に関する事項

六 その他必要な事項

2 観光庁長官は、前項の拠点化整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。

二 当該「道の駅」における訪日外国人旅行者の満足度の向上に相当程度寄与するものであると認められること。

三 全国の「道の駅」における今後の取組の指針となり得るものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 沖縄の「道の駅」を設置し、又は管理する者は、前項の規定による認定を受けた拠点化整備計画の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第77条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表9に定めるものとする。

(補助金の額)

第78条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表9に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第79条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第76条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された拠点化整備計画に基づき実施される「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県」とあるのは「地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、沖縄県」と、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。

附 則  
この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附 則  
この要綱は、平成31年度予算から施行する。

別表1（第5条第2項関係）  
FAST TRAVEL 推進支援事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
搭乗関連手続の円滑化	航空旅客ターミナル施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。）を設置し、又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続に係る先進機能の整備・改良（自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、自動搭乗ゲート、顔認証による各機器の一元化システム、スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）の導入に限る。）に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附带工事費	1/2
地方空港の旅客利便増進	航空旅客ターミナル施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設におけるチェックインカウンターの共用化（CUTE システム）に要する経費 ・ビジネスジェット利用客のための専用動線（CIQカウンター、待合施設、エプロンルーフ、専用通路）の整備・改良に係る設計や整備に要する経費	1/2
手荷物輸送等の円滑化	航空旅客ターミナル施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。）を設置し、又は管理する者並びに国際線旅客を受け入れる空港において地上取扱業務に従事する者	・航空旅客ターミナル施設・航空機間の旅客輸送又は手荷物輸送に係る先進機能の整備（手荷物搭降載補助機材、自動走行トーイングトラクター、ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）、自動走行バス）に要する経費	1/2
空港のおもてなし環境の充実	航空旅客ターミナル施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。）を設置し、又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設における観光・日本文化・自然情報等発信環境の整備（デジタルサイネージ等）の整備に要する経費	1/2

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表2（第27条第2項関係）  
公共交通利用環境の革新等事業 補助対象事業者

補助対象事業者	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道事業者（※1・2）</li> <li>・索道事業者</li> <li>・索道施設を所有する者</li> </ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>・一般貸切旅客自動車運送事業者（※3）</li> <li>・一般乗用旅客自動車運送事業者</li> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者</li> <li>・道路運送法第80条第1項の許可を受けた者（※4）</li> <li>・バスターミナル事業者</li> <li>・タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関</li> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第80条第1項の許可を受けた者又はバスターミナル事業者を構成員に含む団体</li> </ul>
海事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅客定期航路事業者（※5）</li> <li>・人の運送をする不定期航路事業者（※5）</li> <li>・旅客不定期航路事業者（※5）</li> <li>・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者に船舶を貸与する者</li> <li>・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を構成員に含む団体</li> </ul>
港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</li> <li>・協議会等（※6）</li> <li>・港湾の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）</li> </ul>
航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦航空運送事業者（※7）</li> <li>・航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者（※7）</li> <li>・空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会（※8）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者等で構成される団体（キャッシュレス決済対応に限る。）</li> </ul>

- ※1：「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）をいう。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）及び空港アクセスの路線に限る。
- ※2：鉄軌道事業者であつて他の鉄軌道事業者の事業に係る路線（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るものに限る。）に観光列車を運行させるために、自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等（導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。）を行うものを含む。
- ※3：公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者に限る。
- ※4：「道路運送法第80条第1項の許可を受けた者」とは、所謂「レンタカー事業者」のことをいう。
- ※5：日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体に限る。
- ※6：本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
- 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
  - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
  - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- ※7：特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港を除く。
- ※8：本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会をいう。



別表3（第27条第2項関係）  
公共交通利用環境の革新等事業（補助対象経費の区分及び補助率）

補助対象経費の区分									
【補助対象事業（必須メニュー）】 下記の①から④までのメニューを全て実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施）する。 ただし、通常整備が想定されない場合については、この限りでない。	細目 （1つのメニューに細目が複数ある場合は1つ以上実施）	補助対象区分							
		鉄道		自動車			海事	航空	港湾
		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー			
①多言語対応（事故・災害時等を含む。）	多言語表記等（案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。））に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	
	・案内放送の多言語化に要する経費（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。） ・多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	
	多言語ロケーションシステムに要する経費	○		○					
②無料Wi-Fiサービス	無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費	○	○	○	○		○	○	
③トイレの洋式化	トイレの洋式化及び機能向上、多機能トイレの整備に要する経費	○	○	○			○	○	
④キャッシュレス決済対応	全国共通ICカードの導入、QRコードやクレジットカード対応等、企画乗車船券のICカード化	○	○	○	○	○			
	企画乗車船券の発行	○	○	○	○		○		
	索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応		○			○			
補助対象経費の区分									

【補助対象事業（選択メニュー）】 以下の⑤から⑦までのメニューについては、①から④までのメニューを全て実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施）する場合（通常整備が想定されない場合を除く。）に支援することができる。	細目	補助対象区分							
		鉄道		自動車			海事	航空	港湾
		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー			
⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保	非常用電源装置・情報端末への電源供給機器等の整備に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	
⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上	旅客施設の移動円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）のうち、本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	○		○			○	○	○
	LRTシステムの整備に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費）	○							
	インバウンド対応型バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（車両の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）			○	○				
	車両における荷物置き場の設置に要する経費	○							
⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応	観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人向け車両等の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費等）	○		○			○		
補助率									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 / 2（必須メニュー①～④を全て実施する場合）</li> <li>・ 1 / 3（必須メニュー①～④のうち実施済がある場合）</li> </ul>									

(注)

1. 「バス」の「③トイレの洋式化」はバスターミナルに限る。
2. インバウンド対応型バス車両の移動円滑化に要する経費については、当該補助対象経費に上記の補助率を乗じた額と当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
4. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
5. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表4（第31条第2項関係）

## 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多言語観光案内標識の一体的整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語観光案内標識の整備に要する経費	1 / 2
無料公衆無線LAN環境の面的整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 2
多言語対応、先進的決済環境	地方公共団体、DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であつて指定市区町村の区域において事業を行うもの）、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人及び協議会等	多言語対応、先進的決済環境の整備に要する経費	1 / 2
公衆トイレ	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上に要する経費	1 / 2
観光案内所	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅠ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器）、無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅡ以	1 / 2

		上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語音声ガイド、AIチャットBot)、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、免税対応端末の整備、外国人観光案内所の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等)に要する経費	
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド、AIチャットBot)、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等)に要する経費	1 / 2
外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリーI以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費	1 / 2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該

補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 本表において協議会等とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう。

一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）

三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者

4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月）に基づく日本政府観光局の認定をいう。

5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。

6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表5（第34条第2項関係）

歴史的観光資源高質化支援事業（補助対象事業者等）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
歴史的観光資源高質化 地方公共団体、民間事業者等	・歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修、除却に要する経費	1/3（ただし、補助対象事業者以外の者が実施する事業にあっては、補助対象事業者が補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業に要する経費の3分の1以内）

（注）

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表6（第54条第2項関係）

シェアサイクル導入促進事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
シェアサイクル	地方公共団体	・多言語による案内及び情報提供に関する整備・改良に要する経費 ・シェアサイクルに関する整備・改良に要する経費	1 / 2

（注）

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表7（第58条第2項関係）  
観光地域振興無電柱化推進事業（補助対象事業者等）

補助対象事業者	間接補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
地方公共団体	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）。	無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費 その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等に要する経費	国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助（補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助）

（注）

- ※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。これにより消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して地方整備局長等に提出するものとする。
- ※2 地方整備局長等は、前項による消費税の額の確定に伴う報告書の提出を受けた場合は、様式第23の消費税の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。



別表 8 (第 7 3 条第 2 項関係)  
古民家等観光資源化支援事業 (補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費 <sup>※1</sup> の区分	補助率
古民家等観光資源化	地方公共団体、民間事業者等	1) 設備整備費 ・通信整備費 (無料公衆無線 LAN 設備、デジタルサイネージ等) ・多言語対応整備費 ・環境整備費 (トイレの洋式化等に係る整備、空調設備、電気設備等) 2) 古民家等改修費 ・体験施設等への転用のための内装整備費 3) 広報方針の策定費 (プロモーション活動、コンセプト策定、動画・広告作成等)	地方公共団体 1 / 2 民間事業者等 1 / 3 <sup>※2</sup>

(注)

- ※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 1 2 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- ※2 民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、補助対象経費の合計の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額。

別表9（第78条第2項関係）

## 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多言語観光案内標識の一体的整備	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語観光案内標識の整備に要する経費	8 / 10
無料公衆無線LAN環境の面的整備	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	8 / 10
多言語対応、先進的決済環境	地方公共団体、DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって沖縄の「道の駅」の所在する市町村の区域において事業を行うもの）、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人及び協議会等	多言語対応、先進的決済環境の整備に要する経費	8 / 10
公衆トイレ	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上に要する経費	8 / 10
観光案内所	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリⅠ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器）、無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費</li> <li>・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（VR機器、デジタルサイネージ、多言語音声ガイド、AIチャットBot）、多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送）、免税対応端末の整備、外国人観光案内所の整備・改良（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等）に要する経費</li> </ul>	8 / 10
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	観光拠点情報・交流施設（主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。）における先進機能の整備（VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド、AIチャットBot）、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホー	8 / 10

		ムページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等）に要する経費	
外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリ－I以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費	8 / 1 0
その他訪日外国人旅行者のニーズが特に高く全国の「道の駅」における今後の取組の指針となると認められる事業	地方公共団体、民間事業者等、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	認定された拠点化整備計画に記載された取組に要する経費	8 / 1 0

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表において協議会等とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。
  - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
  - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
  - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月）に基づく日本政府観光局の認定をいう。
5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。